**テレワークを活用した事業継続及び従業員の安全確保にかかる計画**

**企業等の名称　：　野口仁公認会計士事務所**

当社では、新型コロナウイルス等感染症発生時における事業継続のため、以下のとおりテレワークを活用するとともに、感染拡大防止に取り組みます。

|  |
| --- |
| １　テレワークの活用により継続が可能となる主な業務及び対象者（対象職種） |
| * 顧客問い合わせ対応 * 会計業務、社保業務 * その他管理業務 * 税業務（申告書作成など）については原則として禁止するが、緊急事態宣言期間中は従業員の安全管理を優先して例外的に可とする * 新規営業活動 * 教育研修 |
| ２　テレワーク実施時の勤怠管理・コミュニケ―ション |
| * 社内従業員に関してはSlackと言うチャットツールを利用して円滑なコミュニケーションを図る * 各自のスケジュールについてはG Suiteのカレンダー機能を利用する * 通常はフレックスタイム制であるが、テレワーク中は可能な限り各従業員の就業時間を合わせることにより、円滑なコミュニケーションを図り、新たに朝夕会をオンラインで実施し勤務報告を受ける * Asanaと言うプロジェクト及びタスク管理クラウドツールを利用し、タイムレコーダー機能を新たに契約して勤怠と作業内容の管理を行う * ZOOM ROOMと言う仮想空間上の常設会議室を契約し、事務所内に設置することでいつでも入れるようにして職員の一体感や全体会議等の運用をできるようにする |
| ３　従業員及び取引先従業員等の新型コロナウイルス等感染予防の取組 |
| * サービス業であるため、お客様と接する機会が多いため、原則として全従業員に常時マスク着用を義務付けている。十分な量のマスクを事業主として入手し、事務所に備え置いており、マスク着用は食事以外の場合は徹底されている * 各打ち合わせスペースに除菌スプレーと布巾を用意し、打ち合わせごとに除菌を義務付けている * A班、B班に分けて出勤をさせており、感染者が出た際に事業所全体に感染が蔓延することを防ぐとともに、濃厚接触者として自宅待機にならないようにしている * 総合病院等の感染リスクが高いところへ不要不急の外来を控えるように指導し、外来する場合には、十分な注意をするように指導している * コロナウイルスに感染した場合に勤務できない期間には待機期間があるものの傷病手当金が出る点、待機期間なく補償が受けられる所得補償保険に事務所の福利厚生として一律加入して収入面で手当てすることにより、感染が疑われる場合に無理して勤務を続けないように指導している * 可能な限りテレワークをさせており、順次拡大している |
| ４　社員に新型コロナウイルス等感染症が発生した場合の対応 |
| 労働法令等各種関係法令を遵守するとともに、以下のとおり対応する。  ・ 37.5℃以上の発熱の場合は出勤させず自宅待機  ・ 社内で発熱した場合はマスクを着用させ帰宅させるとともに、執務室等をアルコール消毒  ・ 発熱が４日間以上続く場合等は保健所に問合せのうえ医療機関を受診するよう指示（政府方針  による）  ・ 濃厚接触者を把握し、保健所の指示に従い対応  ・ 従業員の職場復帰は医師等の指示に従い判断 |
| ５　上記取組にかかる従業員への周知方法 |
| 社内掲示板への掲示 |

※　本計画書では、テレワークを活用した事業継続の内容のほか、感染拡大防止策に取り組む意思を確

認するものです。感染症対策の内容の適否を審査するものではありません。感染症対策について

は、各種法令のほか、厚生労働省等関係機関が示す方針等に基づき適切に対応してください。